

宮古市 指定文化財 調査カルテ

市指定有形文化財 彫刻

しょう かん ぜ おん ぼ さつ りつ ぞう
聖観世音菩薩立像

説明文

市内でも数少ない石造の観音像で、藤原の観音堂に安置されている。銘文が刻まれており、天和2（1682）年に建立され、常安寺七世の靈鏡龍湖和尚が、観音様の知力をもって人々の苦しみを救うために作られたことが分かる。

基本情報

高さ：	127cm	幅：	19.2cm	奥行：	20cm
指定日	H1.6.27	所在地	藤原	所有者	常安寺



正面(R5.5)



右側面(R5.5)



左側面(R5.5)

調査結果

異状なし